田辺市周辺衛生施設組合財政状況の公表に関する条例

制定　平成29年３月１日　条例第３号

（趣旨）

第１条　この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第243条の３第１項の規定に基づき、財政状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

（公表の時期等）

第２条　財政状況の公表は、毎年５月及び11月に行うものとする。ただし、管理者において災害その他やむを得ない理由があると認めるときは、公表の時期を変更することができる。

２　前項の規定により公表する財政状況は、５月に公表するものは前年10月１日から３月31日まで、11月に公表するものは４月１日から９月30日までの期間におけるものとする。

（公表の方法等）

第３条　財政状況の公表は、田辺市周辺衛生施設組合公告式条例（昭和52年田辺市周辺衛生施設組合条例第３号）第２条第２項に規定する掲示場に掲示して行う。

（委任）

第４条　この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。